

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

		受付番号	第	号
文学資料等閲覧承認申請書 年 月 日 山梨県立文学館長 殿 申請者 氏 名 印 次のとおり文学資料等の閲覧を承認されるよう申請します。				
資 料 請 求 番 号	文 学 資 料 等 の 名 称	承 認 欄		

- 注 1 文学資料等は、閲覧室及び研究室以外では閲覧できません。
- 2 閲覧できない文学資料等もあります。
- 3 文学資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

受付番号	第	号
------	---	---

文学資料等撮影承認申請書		
年 月 日		
山梨県立文学館長 殿		
申請者 住 所		
氏 名		印
(電話)		
次のとおり文学資料等の撮影の承認をされるよう申請します。		

目 的			
作者・人名	図 書 名 ・ 資 料 名	撮 影 箇 所	区 分
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		

区	モノク ローム	学 術 研 究	点	料	円	
		出 版 等	点		円	
分	カ ラ ー	学 術 研 究	点	金	円	
		出 版 等	点		円	
					合計	円

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 3 文学資料等の館外持ち出しはできません。
- 4 寄託された文学資料等又は著作権のある文学資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

		承認番号	第	号
<p>文学資料等撮影承認書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山梨県立文学館長 印</p> <p>次のとおり文学資料等の撮影を承認します。</p>				
目 的				
作者・人名	図書名・資料名	撮影箇所	区 分	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
			モノクロ カラー 学術研究 出版等	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
区 分	モノ クロ ーム	学 術 研 究	点	備 考
		出 版 等	点	
	カ ラ ー	学 術 研 究	点	
		出 版 等	点	

- 注 1 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 2 文学資料等を撮影するときは、この承認書を係員に提示し指示を受けてください。
- 3 申請目的以外に利用できません。
- 4 刊行物等に掲載等するときは、「山梨県立文学館」の所蔵資料であることを明示し、併せて当該刊行物等を山梨県立文学館に納入していただきます。

		受付番号	第	号
<p>観覧料等還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県立文学館長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印 (電話)</p> <p>次のとおり観覧料等を還付されるよう申請します。</p>				
申請の理由及び 利用内容				
承認番号				
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
人 員				
責任者氏名				
既納付金額				
還付を受けようと する金額				

注 1 太枠線内のみ記入してください。

2 この申請書には、観覧券又は承認書を添付してください。

		受付番号	第	号
<p>観 覧 料 等 免 除 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県立文学館長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 (電話)</p> <p>観覧料 次のとおり利用料の免除を承認されるよう申請します。 使用料</p>				
申請の理由及び 利用内容				
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
人 員				
責任者氏名				

注 太枠線内のみ記入してください。

第7号様式(第6条関係)

		承認番号	第	号
<p>観覧料等免除承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">山梨県立文学館長 印</p> <p>次のとおり 観覧料 利用料 使用料 の免除を承認します。</p>				
承認の内容				
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
人 員				
責任者氏名				
免除金額	円			
注意事項				

○山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則

(平成元年10月30日 山梨県規則第52号)

最終改正 令和元年10月1日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定により、山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、次の表のとおりとする。

品名	単位	使用料(条例別表第3の使用区分(全日の使用区分を除く。)ごとに各1回)
びょうぶ	1双	2,860円
サイドスポットライト	1台	220円
アッパーホリゾントライト	1列	1,810円
ローホリゾントライト	1列	1,810円
ピンスポットライト	1台	3,520円
レコードプレーヤー	1台	2,860円
テープレコーダー	1台	2,860円
映写機(16ミリメートル)	1台	7,150円

備考 全日の使用区分とは、条例別表第3第1号にあっては午前9時から午後9時までの欄を、同表第2号イにあっては午前9時から午後7時までの欄を、同号ロにあっては午前9時から午後6時までの欄をいう。

附 則

この規則は、平成元年11月1日から施行する。

(省略)

附 則 (令和元年規則第11号)

(施行期日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

○山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例

(平成19年7月9日 山梨県条例第36号)

最終改正 令和2年4月1日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、山梨県立美術館その他の県立の施設における観覧の承認及び観覧料の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認及び観覧料)

第2条 次に掲げる行為を別表に定める期間にわたり行おうとする者(小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く。)は、山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和53年山梨県条例第5号)第10条第1項及び山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号)第10条第1項の規定にかかわらず、これらの行為について一括して知

事の承認を受けることができる。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例第10条第1項の規定による観覧

二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和57年山梨県条例第5号)第6条第1項の規定による観覧

三 山梨県立文学館設置及び管理条例第10条第1項の規定による観覧

四 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成17年山梨県条例第8号)第6条第1項の規定による観覧

2 前項の承認を受けた者は、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第6条第2項及び山梨県立博物館設置及び管理条例第6条第2項の規定にかかわらず、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第3条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の免除)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第25号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

(平26条例3・平26条例50・平31条例25・一部改正)

区分	期間	観覧料
一般	1年	1人につき 5,240円
大学生及びこれに準ずる者	1年	1人につき 2,620円

備考 期間については、第2条第1項の承認の日から起算する。